

社協 みうら

220

Sept. 2024

地域福祉の総合情報誌

三浦市社会福祉協議会安心館

〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3

事務局

TEL 046-888-7347 / FAX 046-889-1561

発行責任者：杉山実

編集人：高根沢奈津子

地元業者として、地域に協力したい。

みうらの至福人

「福祉、ふくし」と言い続けるといつの間にか「至福」になる。みうらの地域福祉を優しく支える「至福人」をシリーズで紹介するコーナーです。今回ご紹介するのは、毎年共同募金にご協力くださっている、株式会社杉山商店代表取締役の山本昭二さんです。「事業者向けのごみ収集のほか、個人宅のごみ回収や家の片付け、遺品の片付け等も請け負っています。事業を通じて、市内に高齢者が増えていることを実感しています。高齢者の片付けの課題があったときに、安心してご用命いただけるよう、いつも誠意をもって仕事に取り組んでいます。募金も、地域の高齢者のために役立てて欲しいです。」

みうらの至福人—山本昭二さん

特集・地域包括支援センターのお知らせ

三浦市ボランティア情報

介護支援最前線—フレイルサポートセンター

サロン訪問記

狩倉弁護士のワンポイント法律相談

三浦市社協ってどんなところ？—地域包括支援センターおまかせ

会費の取り扱い方に関する考え方について

令和5年度決算報告について

福祉カレンダー



三浦市社協イメージキャラクター
健康戦隊ミウレンジャー



ふれあいサロン

サロン訪問記

日時：第2・4火曜日 10:00~12:00
場所：県営上宮田団地集会所
お問い合わせは…
〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3
☎ 887-0048 (地域包括支援センターリンク)

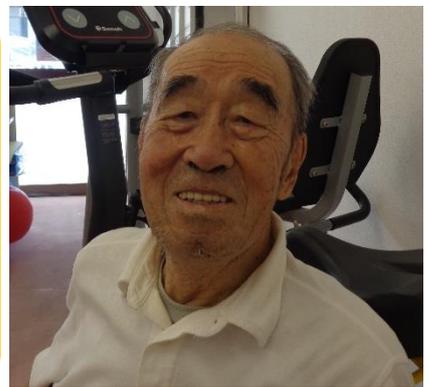
今回は、県営上宮田団地集会所のサロンをご紹介します。本サロンは、地域包括支援センターが三浦市の委託を受けておこなっているふれあいサロンの一つです。前事業所の閉鎖に伴い、今年度より本会の地域包括支援センター「リンク」が運営しています。写真は、フレイルサポーターによるフレイルチェックをしたときの様子です。フレイルチェックの結果に皆さん一喜一憂していました。

以前からサロンに参加している方は「ここに来てみんなに会えるのが楽しみ。みんなのおしゃべりがフレイル予防に役立っている。」とおっしゃっていました。

本サロンを担当する、リンクの看護師の橋本は「地域のボランティアの協力も得ながら、参加者の皆様と一緒にこのサロンを盛り上げていきたいです。もつと参加者が増えるような取り組みも考えていきたいと思っています。」と話していました。

サロンは毎週第二・第四火曜日の十時からです。お近くにお住いの皆さん、是非ご参加ください。

三浦市南下浦町松輪在住 高梨健児さん(八十六歳)



フレイルサポーターセンターのご利用を始めて約一年になる高梨さんは、松輪で生まれ、八十六歳になる現在も松輪の生家で暮らしているという、生粋の三浦人です。学校を卒業して三浦市役所に入職、定年まで勤めあげ、三浦の歴史書の編纂にも関わったという、三浦になくてはならない存在です。退職後は、山登り、徒歩で東海道五十三次を制覇、知人のヨットで南太平洋を横断するなど、普通では成し遂げられないことにチャレンジしてきました。そんな高梨さんも、令和四年に脳大動脈瘤の手術をしました。その後遺症に打ち勝つために、リハビリを始めました。デイサービスでは、いつも高梨さんの昔話で盛り上がっています。積極的にリハビリに取り組み高梨さん。目下の目標は「もう一度羽黒三山登頂に挑戦したい。」とのこと。これからも、いろいろなことに挑戦を続ける、エネルギー溢る高梨さんでいてください！(安東)

介護支援最前線「フレイルサポーターセンター」

三浦市社会福祉協議会が運営する「フレイルサポーター」へのお問い合わせは…☎876-8655

Special report

三浦市社協ってどんなところ？

事業紹介「地域包括支援センターおまかせ」



菊名 1258-3 ☎876-7557

安心館一階「地域包括支援センターおまかせ」は、主に三崎地区の高齢者を支える総合相談窓口です。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、介護予防給付・地域支援事業に関する悩みや困りごと、健康や福祉、認知症、医療や生活に関する相談を随時受けています。介護保険の代行申請も担っています。

地域包括支援センターには「認知症地域支援推進員」が配置されており、認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。

三浦市では、認知症の方やその家族、地域住民など、どなたでも自由に参加できる集いの場「オレンジカフェ」を開催しています。認知症&予防カフェとして、認知症予防につながる体操や、悩みごとの相談・情報交換をしています。福祉・介護の専門職も参加します。

毎月第四水曜日、十三時三十分～十五時、ぶらい庵二階(三崎三十二六)にて実施中です。まずはお気軽にご参加ください。(森)

狩倉弁護士のワンポイント法律相談

法律相談は9月27日・10月25日。予約制☎888-7347



Q…月末に給与をもらったら返すという約束で、友人に十万円を貸しましたが、月末を過ぎても返してくれず「裁判でもすればいい」と開きなおられています。少額訴訟という手続があると聞きましたが、どのような手続か教えてください。

A…少額訴訟とは、六十万円以下の金銭の支払を求める訴えを提起する場合に利用できる簡易裁判所における裁判手続(民事訴訟法368条1項)です。訴え提起の際に少額訴訟手続を求める旨を申述し、被告が通常訴訟への移行を希望しない場合(同法373条1項、2項)に、同手続による審理が行われます。なお、少額訴訟手続による訴えを提起できるのは、同一の裁判所において年に十回までとなります(同法368条1項ただし書、民事訴訟規則223条)。

審理は、原則、一回の口頭弁論期日で終結(同法370条1項)、証拠調べも即時に取り調べることでできる証拠に限られ(同法371条)、相当でない場合を除き、口頭弁論終結後直ちに判決が言い渡されます(同法374条1項)。原告の請求が認められる場合、裁判所は、被告の支払能力等を考慮し、判決言渡しの日から三年を超えない範囲で支払を猶予し、または、分割払の定めを付すことができます(同法375条1項)。このような支払猶予の判決は通常の訴訟手続でなされることはなく、被告による任意の履行を確保することが目的とされています。なお、少額訴訟における判決に対して不服のある当事者は、判決内容が記載された書面の送達日から二週間以内に異議申立をすれば(同法378条1項)、通常の訴訟手続で審理されることとなります(同法379条1項)。(担当弁護士…小川拓哉)

三浦市社協の紹介動画を YouTube にて公開中です！
<https://www.youtube.com/watch?v=lmWkV6wONwY>

福祉カレンダー

2024年9月

- 3・17日 ボラセン講座(囲碁)
- 19日 ボラセンランチ会
- 27日 無料法律相談

2024年10月

- 1・15日 ボラセン講座(囲碁)
- 2日 未病ウォーク
- 17日 ボラセンランチ会
- 22日 オレンジ会
- 25日 無料法律相談

未病サロン情報

その他の地区でも不定期開催しています。
詳しくは下記☎までお問い合わせください。

2024年9月

- 3日 シーアイ
- 3・17日 飯森中区
- 4日 宮川会館
- 5日 日の出会館
- 5・19日 ボラセン(えぎちか)
- 10日 小網代会館
- 10・23日 氏子会館
- 11日 海外楽友会
- ボラセン三崎
- 13日 老人福祉保健センター
- 17日 暖館・海外区
- 18日 GHみづき
- 20日 市民交流センター
- 27日 あんじゅ三崎口

2024年10月

- 1日 シーアイ
- 1・15日 飯森中区
- 3日 日の出会館
- 3・17日 ボラセン(えぎちか)
- 8日 小網代会館
- 8・28日 氏子会館
- 9日 海外楽友会
- ボラセン三崎
- 11日 老人福祉保健センター
- 15日 暖館・海外区
- 16日 GHみづき
- 25日 市民交流センター
- あんじゅ三崎口

みうらふれあいサロン情報

2024年9月

- 10・24日 県営上宮田団地集会所
- 11・25日 初声市民センター
- 11・18・25日 城ヶ島区民センター
- 12・19・26日 勤労市民センター
- 13・27日 チェルSea みうら
- 20・27日 岬陽小

2024年10月

- 4・18・25日 岬陽小
- 8・22日 県営上宮田団地集会所
- 9・16・23日 城ヶ島区民センター
- 9・23日 初声市民センター
- 10・17・24日 勤労市民センター
- 11・25日 城ヶ島区民センター
- チェルSea みうら

※今年は、地域をつなぐはつらつフェスタは開催いたしません。ご了承ください。掲載予定は、予告なく変更になる場合があります。
お問い合わせは… ☎888-7347 まで
お願いいたします。

会費の取り扱い方に関する考え方について

6月下旬、三浦市内54区の区長宅に一軒一軒お邪魔して、三浦市社会福祉協議会の会員増強運動のお願いにあがりました。

そうした中、複数の区長さんから「社会福祉協議会の会費を区費から一括拠出することに懸念の声があがっている。違法行為にならなければいいのだけど…」とのご指摘を受けるに至りました。おそらく、滋賀県甲賀市の自治会費増額決議(増額分=社協の会費)を無効とする大阪高裁判決のことをおっしゃっているでしょう。

ご指摘のとおり、区費からの一括拠出には十分に注意しなければなりません。

一方でこの判決は、社協会費を自治会費に包含して集めること自体を違法としたものではありません。自治会費の増額に応じなかった住民が、自治会からの脱退を強制されたこと、きちんと住民同意を得ていなかったことを戒めたものだったのです。会費の徴募を自治会に依頼する場合、その徴募方法が自治会に委ねられ、各自自治会で承認された方法であれば、これを一括して集める方法を選択したとしても、実は問題はないのです。

とはいえ、当法人が一般会費の徴募について、長きにわたり三浦市区長会に依存してきたこともまた事実です。また、新手の詐欺が横行する中で、一軒一軒個別訪問をして会費を徴募するという方法にも限界があります。

そこで、理事会並びに評議員会でもこの問題を協議し、次年度に向けて、今後どういった方法で会員増強運動並びに会費の徴募をしていけばよいのか、真摯な議論をおこなうことに致しました。この年度末までには回答を得て、それを市民の皆様にご報告をさせていただき所存です。

最後になりますが、社会福祉協議会の会費は決して強制ではありません。会費は、社会福祉協議会の会員になることで気軽に地域福祉活動に参加し、それが市民生活の向上に寄与し、誰もが安心して暮らすことのできる福祉社会を築くための「仕組み」なのです。会費の徴募のご協力くださっている区長並びに関係者の皆様に、この場をお借りして改めて衷心より御礼申し上げます。

令和6年7月29日

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
会長 杉山 実

令和5年度決算報告について

Report

令和4年度より赤字幅は縮小したものの、1,087,362円の赤字決算となりました。安心館の老朽化に伴う修繕・改修費がかさんだことがその主たる要因です。

決算と、前号に掲載いたしました事業報告の詳細は、本会ホームページよりご覧いただけます。

(<https://www.shakyo-miura.com/report/report-20240628.html>)

【訂正】社協みうら 219号表紙みうらの至福人について以下のとおり訂正いたします。
正「(前略)～自分のためだけではなく～(後略)」 誤「(前略)～自分のためだけではなく～(後略)」

令和5年度決算の概要

収入	454,301,122円
収入	サービス活動増減の部449,984,534円
	サービス活動外増減の部4,316,588円
支出	455,388,484円
支出	サービス活動増減の部454,859,473円
	サービス活動外増減の部529,011円

株式会社 ルナランド

三浦の介護はルナランドに
お任せください!



- 訪問介護は…
ルナランド介護センター **889-1088**
- デイサービスは…
ルナランドデイサービス **874-8014**

スタッフ、ボランティア 募集中!

お気軽にお問い合わせください。

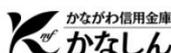
取扱期間 令和7年3月31日(月)まで

Newかなしん定期預金

新規資金50万円以上の1年定期預金

期間限定
特別金利

WEB かなしん 検索



アスクルエージェント

RICOH

株式会社 マツザキ

横須賀店 〒238-0023 横須賀市森崎1-17-21
Tel. 046-835-8171 Fax. 046-836-9291
三浦店 〒238-0243 三浦市三崎2-11-1
Tel. 046-882-3111 Fax. 046-882-3922
E-mail kmatsuzaki@matsu-zaki.co.jp